

# 農林物資の規格化等に関する法律及び

## 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律

（平成 29 年 6 月 23 日公布 法律第 70 号）

### 一 農林物資の規格化等に関する法律の一部改正関係

#### 1 題名

題名を「日本農林規格等に関する法律」とすることとした。（題名関係）

#### 2 目的

この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とすることとした。（第 1 条関係）

#### 3 定義等

- (1) 日本農林規格について、農林物資の取扱いの方法、農林物資に関する試験の方法等についての基準を内容とするものを制定することができることとした。（第 2 条第 2 項関係）
- (2) 改正前の「認定」の用語を「認証」とすることとした。（第 2 条第 3 項及び第 3 章関係）

#### 4 日本農林規格の制定の申出

農林水産大臣は、日本農林規格を制定すべき旨の申出を受けたときは、速やかに、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとした。（第 4 条第 2 項関係）

#### 5 農林物資の取扱いの方法についての基準を内容とする日本農林規格への適合の認証

- (1) 農林物資の生産、販売その他の取扱いを業とする者は、登録認証機関の認証を受けて、その取扱いに関する広告その他の農林水産省令で定めるもの（以下「広告等」という。）に、その取扱いの方法が日本農林規格に適合することを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示（以下「適合の表示」という。）を付することができるものとした。（第 13 条第 1 項関係）
- (2) (1) により適合の表示を付する場合を除き、何人も、農林物資又はその取扱いに関する広告等に適合の表示を付してはならないこと等とすることとした。（第 37 条及び第 38 条関係）

#### 6 登録試験業者制度の創設

- (1) 農林物資に関する試験を業とする者等は、農林水産大臣の登録を受けて、日本

農林規格による試験を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、農林水産省令で定める標章（以下「登録標章」という。）を付した証明書を交付することができるものとした。（第 42 条関係）

- (2) 農林水産大臣は、(1) の登録を申請した者が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であって試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合しているときは、その登録をしなければならないものとするとともに、その他所要の規定を整備することとした。（第 44 条～第 52 条関係）
- (3) (1) により登録標章を付する場合を除き、何人も、試験に係る証明書に登録標章を付してはならないこと等とすることとした。（第 57 条関係）

## 7 日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等

農林水産大臣は、事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置の指示等を行うことができるものとした。（第 68 条関係）

## 8 規格の活用を図るための施策

国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、日本農林規格に関する制度の普及のほか、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画等に努めなければならないこととした。（第 71 条関係）

## 9 罰則

この法律における所要の罰則を整備することとした。（第 76 条～第 83 条関係）

## 二 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正関係

センターは、日本農林規格その他の規格に関する認証又は試験その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他のこれらの事業の適正な実施に必要な能力に関する評価及び指導並びにこれに附帯する業務を行うものとした。（第 10 条関係）

## 三 施行期日等

- 1 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、一の 3 の (1) の基準を内容とする日本農林規格を制定することができることとするほか、所要の経過措置を整備することとした。（附則第 2 条～附則第 8 条関係）
- 2 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。